

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携(パートナーシップ契約やビジネスマッチング契約による共存共栄、M&A等の事業承継支援)
- b. 専門人材マッチング(アカデミー機能による講座の提供により、パートナー企業の人材育成の支援)
- c. グリーン化の取組(既存物件のリユース・リノベーションの推進、建築資材の集中共同購買、建物診断・省エネ診断に係る助言・支援)
- d. BCP/事業継続(取引先の災害時等の事業継続支援)

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

- a. 約束手形の利用を全面的に廃止し、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。
- b. 取引先に対する定期的なモニタリング調査を通じて、取引の適正化等に関するコンプライアンスの確保状況を点検していきます。

2026年1月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社JPMC 代表取締役 社長執行役員 武藤 英明